

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月30日（平成29年（行情）諮問第205号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行情）答申第300号）

事件名：特定個人が特定労働基準監督署に労災申請をして療養給付等が認められた件に関する資料の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定個人が平成24年特定月に負傷したうつ病に関し、特定労働基準監督署に労災申請をして、療養給付・休業給付・傷害補償給付が認められた件に関する一切の資料（事情聴取や労災認定の判断過程が確認できる書類等）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月8日付け静労開（決）第28-69号により静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

特定個人が平成24年特定月頃に負傷したうつ病に関し、特定労働基準監督署に労災申請を行ったという事実は、本人により明らかにされているため。

##### （2）意見書

###### ア 原処分の内容

原処分は、特定個人が平成24年特定月に負傷したうつ病に関し、特定労働基準監督署に申請して、療養給付・休業給付・傷害補償給付が認められた件に関する一切の資料の存否を答えることは、特定個人が労災申請を行ったという事実の有無（以下、（2）において「本件存否情報」という。）を明らかに・・・させることになるので、本件存否情報は特定個人を識別できる情報に該当するため、法8条の規定により本件開示請求を拒否した、というものである。

## イ 原処分 of 不当性について

### (ア) はじめに

そもそも原処分は法適用の論理構造を誤っている。

法8条は、当該開示請求にかかる行政文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは・・・当該開示請求を拒否することができる、という規定である。

したがって、まずは、本件存否情報が不開示情報に当たることを示した後に、本件資料の存否を回答することで、本件存否情報を明らかにすることになるので、法8条の規定によって開示を拒否できる、という論理展開が必要であったはずである。

その意味で原処分の理由には不備がある。

### (イ) 本件存否情報の不開示情報該当性

理由説明書によれば、不開示情報該当性については、「当該個人にかかる労災保険給付の請求が行われた事実」が、法5条1号の「個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるもの」に該当する、とのことである。

しかし、同号の趣旨は、個人情報保護の観点から、個人情報を開示することによって、当該個人の権利利益が害されるおそれが典型的に認められるために、不開示とするものである。したがって、当該個人の権利利益が害されるおそれが無い場合には、不開示情報には含まれないと考えるべきである。このことは法6条2項の規定からも明らかである。

そして、本件存否情報については、既に特定個人自身によって明らかにされていることは、審査請求書に記載したとおりである。したがって、本件存否情報の開示によって、特定個人の権利利益は害されない。

よって、本件存否情報は不開示情報に当たらないと解すべきである。

なお、法の不開示情報に該当するためには、権利利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であることについては、添付資料の大阪地裁平成23年11月10日判決を参照されたい（添付資料省略）。

### (ウ) 法8条による全部不開示が不当であること

法の運用には、判断過程の透明化による適切な行政を担保する一方で、情報公開によって個人の権利利益が害されることの無いようにバランスをとる必要がある。行政庁の裁量権の行使もかかる観点からなされなければならない。行政文書の一部に不開示情報が含まれている場合であっても、当該不開示情報を容易に区分して除くこ

とができるときは、部分開示を「しなければならない」と定められているのも、かかる趣旨によるものである。

したがって、法8条の「拒否することができる」という裁量権の行使についても、開示の必要性和開示によって害される個人の権利利益とを比較する必要がある。

労働災害の認定は、会社側に賠償責任（安全配慮義務違反等による）を発生させる大きな根拠付けとなるのであり、その判断過程については明らかにされる必要がある。

もちろん、詳細な供述内容や、医療情報等、高度な個人情報にかかる部分について、不開示となることはやむを得ないと考えるが、上記のとおり、本人が開示している本件存否情報を理由として、全部不開示とすることは過剰な対応であるといわざるを得ず、不当である。

#### ウ 結語

以上の通り、原処分は不当であるから、審査請求において是正されるべきである。労災認定の際に、どのような資料が用いられたのかだけでも明らかにされたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年1月31日付け（同年2月2日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定個人が平成24年特定月に負傷したうつ病に関し、特定労働基準監督署に労災申請をして、療養給付・休業給付・障害保証給付が認められた件に関する一切の資料（事情聴取や労災認定の判断過程が確認できる書類等）。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成29年2月8日付け静労開（決）第28-69号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、同年2月28日付け（同年3月1日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定個人に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険給

付（以下「労災保険給付」という。）に関する書類である。

(2) 不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。

また、法は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めており、その際、請求者がだれであるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、第三者からの開示請求と同様に、特定個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

本件審査請求は、特定個人に係る労災保険給付に関する書類の開示を求めるものであり、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人に係る労災保険給付の請求が行われた事実の有無が明らかとなり、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなる。

また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示請求を拒否すべきものである。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「特定個人が平成24年特定月に負傷したうつ病に関し、特定労働基準監督署に労災申請を行ったという事実は、本人より明らかにされている」と主張する。

しかしながら、上記(2)で述べたとおり、本件審査請求については、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示請求を拒否すべきものであることから、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年5月30日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年6月21日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年10月19日   | 審議                |
| ⑤ 同年11月9日    | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定個人が平成24年特定月に負傷したうつ病に関し、特定労働基準監督署に労災申請をして、療養給付・休業給付・傷害補償給付が認められた件に関する一切の資料（事情聴取や労災認定の判断過程が確認できる書類等）」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が労災申請を行ったという事実の有無を明らかにすることとなり、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づく存否応答拒否による不開示決定をした。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について、以下、検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報として規定している。

本件開示請求は、個人を特定して、当該個人に係る労災保険給付に関する文書の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人に係る労災保険給付の請求が行われたという事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

特定個人に係る労災保険給付の請求が行われたという事実の有無は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2）において、特定個人が労災保険給付の請求を行ったこと及び労災認定を受けたことは、本人により明らかにされており、本件対象文書の存否を明らかにしても、個人の権利利益を害するものとはいえない旨主張する。

しかしながら、法に定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の

目的のいかんを問わず開示請求を認めるものであることから、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、審査請求人の主張は認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子